

静岡県手数料徴収条例別表 96 の項「入山手数料」の免除変更届出書

年 月 日

静岡県知事 様

住 所
氏 名
(団体にあっては団体名及び代表者職氏名)

令和 年 月 日付け文富第 号にて入山料の減免の承認を受けた事項について、変更が生じたため、次のとおり届け出ます。

項 目	内 容	
	変更前	変更後
入山日	年 月 日	年 月 日
入山手数料の額	円 (4,000 円× 人)	円 (4,000 円× 人)
免除を受けようとする額	円	円
入山する人数	人	人
障害者 (含難病)	人	人 (増減の対象となる者の氏名を記載)
介護者	人	人 (増減の対象となる者の氏名を記載)
備考	連絡先：	

- ※ 手数料規則別表第 1 の 96 の項の減免の理由の欄の 1 又は 2 の事由で承認を受けている場合は、内訳の人数及び増減の対象となる者の氏名を記載すること。
- ※ 次のいずれかの写真を添付し、かつ入山時に提示すること。
- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
 - ・難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条第 4 項に規定する医療受給者証の交付又は同法第 28 条第 2 項の規定により指定難病にかかっている旨の証明を受けていることがわかるもの

併せて、次の事項について、誓約します。

入山前に、入山する者全員が、減免の通知書に掲載されている二次元コードから、富士登山における事前学習を必ず実施します。	☐
入山をする者全員が、富士山の環境の保全及び安全で快適な富士登山の実現を図り、並びに世界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値を理解した上で富士登山をします。	☐
入山をした後、減免事由に該当しないことが判明した場合、関係法令に基づき、手数料を納付します。遅延金が発生する場合には、当該遅延金についても期日までに納付します。	☐

【記載例(天候不良等で入山日が変更となる場合)】

静岡県手数料徴収条例別表 96 の項「入山手数料」の免除変更届出書

令和〇年〇月〇日

静岡県知事 様

住 所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇〇
氏 名 静岡太郎(申請者名)
(団体にあっては団体名及び代表者職氏名)

減免承認通知書の発行日、文書番号を記入してください

令和〇年〇月〇日付け文富第〇号にて入山料の減免の承認を受けた事項について、変更が生じたため、次のとおり届け出ます。

項 目	内 容	
	変更前	変更後
入山日	令和7年 7月 20 日	令和7年 7月 30 日
入山手数料の額	12,000 円 (4,000 円×3人)	12,000 円 (4,000 円×3人)
免除を受けようとする額	12,000 円	12,000 円
入山する人数	3人	3人
障害者(含難病)	0人	0人 増減の対象となる者の氏名を記載
介護者	0人	0人 増減の対象となる者の氏名を記載
備考	連絡先：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ※電話・メール等	
変更前…承認時の内容をご記入ください。 変更後…変更後の内容をご記入ください。変更がない項目は、承認時の内容をそのまま記入してください。		

- ※ 手数料規則別表第1の96の項の減免の理由の欄の1又は2の事由で承認を受けている場合は、内訳の人数及び増減の対象となる者の氏名を記載すること。
- ※ 次のいずれかの写真を添付し、かつ入山時に提示すること。
- 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
 - 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項に規定する医療受給者証の交付又は同法第28条第2項の規定により指定難病にかかっている旨の証明を受けていることがわかるもの

併せて、次の事項について、誓約します。

内容を全て確認した上で、チェックしてください

入山前に、入山する者全員が、減免の通知書に掲載されている二次元コードから、富士登山における事前学習を必ず実施します。	☒
入山をする者全員が、富士山の環境の保全及び安全で快適な富士登山の実現を図り、並びに世界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値を理解した上で富士登山をします。	☒
入山をした後、減免事由に該当しないことが判明した場合、関係法令に基づき、手数料を納付します。遅延金が発生する場合には、当該遅延金についても期日までに納付します。	☒

【記載例（体調不良等で入山人数が変更となる場合）】

静岡県手数料徴収条例別表 96 の項「入山手数料」の免除変更届出書

令和〇年〇月〇日

静岡県知事 様

住 所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇〇
氏 名 静岡太郎(申請者名)
(団体にあっては団体名及び代表者職氏名)

減免承認通知書の発行日、文書番号を記入してください

令和〇年〇月〇日付け文富第〇号にて入山料の減免の承認を受けた事項について、変更が生じたため、次のとおり届け出ます。

項 目	内 容	
	変更前	変更後
入山日	令和7年 7月 20 日	令和7年 7月 20 日
入山手数料の額	12,000 円 (4,000 円×3人)	8,000 円 (4,000 円×2人)
免除を受けようとする額	12,000 円	8,000 円
入山する人数	3人	2人
障害者 (含難病)	2人	1人 増減の対象となる者の氏名を記載 〇〇〇〇
介護者	1人	1人 増減の対象となる者の氏名を記載
連絡先：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ※電話・メール等		
備考	変更前…承認時の内容をご記入ください。 変更後…変更後の内容をご記入ください。変更がない項目は、承認時の内容をそのまま記入してください。	

- ※ 手数料規則別表第 1 の 96 の項の減免の理由の欄の 1 又は 2 の事由で承認を受けている場合は、内訳の人数及び増減の対象となる者の氏名を記載すること。
- ※ 次のいずれかの写真を添付し、かつ入山時に提示すること。
- 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
 - 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条第 4 項に規定する医療受給者証の交付又は同法第 28 条第 2 項の規定により指定難病にかかっている旨の証明を受けていることがわかるもの

併せて、次の事項について、誓約します。

内容を全て確認した上で、チェックしてください

入山前に、入山する者全員が、減免の通知書に掲載されている二次元コードから、富士登山における事前学習を必ず実施します。	☒
入山をする者全員が、富士山の環境の保全及び安全で快適な富士登山の実現を図り、並びに世界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値を理解した上で富士登山をします。	☒
入山をした後、減免事由に該当しないことが判明した場合、関係法令に基づき、手数料を納付します。遅延金が発生する場合には、当該遅延金についても期日までに納付します。	☒